

福岡県医師会第 596 号（地）
令和 7 年 5 月 26 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

保険医療機関又は保険薬局の指定拒否並びに
保険医又は保険薬剤師の登録拒否について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、健康保険法第 65 条第 1 項の保険医療機関又は保険薬局の指定申請及び同法第 71 条第 1 項の登録申請に関しては、同法第 65 条第 3 項第 6 号及び同法第 71 条第 2 項第 4 号に規定する「保険医療機関等及び保険医等として著しく不相当と認められるもの（者）であるとき」には、地方社会保険医療協議会の議において、保険医療機関等及び保険医等の指定及び登録をしないことができることとされ、保険局長通知において「著しく不相当と認められるもの（者）であるとき」が列举されております。

その中で、監査を受け、取消処分となった機関において、「不正請求、不当請求に係る返還金を納付していないとき」は、取消処分の日から 5 年経過した後も再指定及び再登録を受けることができないこととなっております。

一方、監査の実施を通知しても、監査不出頭を繰り返し、「監査拒否」として指定（登録）の取消処分となる事例においては、本来返還されるべき不正請求等の金額が確定しないことから、「監査拒否」により取消処分となった機関であっても、不正請求、不当請求した診療報酬を返還することなく、取消処分の日から 5 年を経過すれば再指定を受けることができるという、著しい不均衡が生じておりました。

今般、この著しい不均衡を是正するため、健康保険法第 65 条第 3 項第 6 号及び同法第 71 条第 2 項第 4 号において、厚生労働大臣（地方厚生（支）局長を含む。）による指定（登録）の拒否事由である「保険医療機関又は保険薬局として著しく不相当と認められるもの（者）であるとき」として、『医療機関等が監査拒否等により返還金が確定していないとき』を追記することで、再指定（再登録）を拒否することが可能となる見直しが行われ、令和 7 年 6 月 1 日から適用されることとなった旨、厚生労働省より日本医師会を通じて通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

日医発第 322 号（保険）
令和 7 年 5 月 21 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
（公印省略）

保険医療機関又は保険薬局の指定拒否並びに
保険医又は保険薬剤師の登録拒否について

健康保険法第 65 条第 1 項の保険医療機関又は保険薬局の指定申請及び同法第 71 条第 1 項の登録申請に関しては、同法第 65 条第 3 項第 6 号及び同法第 71 条第 2 項第 4 号に規定する「保険医療機関等及び保険医等として著しく不相当と認められるもの（者）であるとき」には、地方社会保険医療協議会の議において、保険医療機関等及び保険医等の指定及び登録をしないことができることとされ、保険局長通知において「著しく不相当と認められるもの（者）であるとき」が列挙されております。

その中で、監査を受け、取消処分となった機関において、「不正請求、不当請求に係る返還金を納付していないとき」は、取消処分の日から 5 年経過した後も再指定及び再登録を受けることができないこととなっております。

一方、監査の実施を通知しても、監査不出頭を繰り返し、「監査拒否」として指定（登録）の取消処分となる事例においては、本来返還されるべき不正請求等の金額が確定しないことから、「監査拒否」により取消処分となった機関であっても、不正請求、不当請求した診療報酬を返還することなく、取消処分の日から 5 年を経過すれば再指定を受けることができるという、著しい不均衡が生じておりました。

今般、この著しい不均衡を是正するため、健康保険法第 65 条第 3 項第 6 号及び同法第 71 条第 2 項第 4 号において、厚生労働大臣（地方厚生（支）局長

を含む。)による指定(登録)の拒否事由である「保険医療機関又は保険薬局として著しく不相当と認められるもの(者)であるとき」として、『医療機関等が監査拒否等により返還金が確定していないとき』を追記することで、再指定(再登録)を拒否することが可能となる見直しが行われ、令和7年6月1日から適用されることとなりましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

健康保険法第65条第3項第6号及び第71条第2項第4号に該当するときの保険医療機関又は保険薬局の指定拒否並びに保険医又は保険薬剤師の登録拒否について

(令 7.5.19 保発 0519 第 2 号 厚生労働省保険局長)

保発 0519 第 2 号
令和 7 年 5 月 19 日

地方厚生(支)局長 殿
都道府県知事

厚生労働省保険局長
(公印省略)

健康保険法第 65 条第 3 項第 6 号及び第 71 条第 2 項第 4 号に該当するときの保険医療
機関又は保険薬局の指定拒否並びに保険医又は保険薬剤師の登録拒否について

保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）及び保険医又は保険薬剤師（以下「保険医等」という。）から、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 65 条第 1 項の指定申請及び同法第 71 条第 1 項の登録申請があった場合において、同法第 65 条第 3 項第 6 号及び第 71 条第 2 項第 4 号に該当するときは、保険医療機関等及び保険医等の指定及び登録をしないことができるところであるが、今般、当該条項に該当し、指定及び登録をしないことができる場合は下記のとおり取り扱うこととし、令和 7 年 6 月 1 日から適用することとしたので、通知する。

なお、適用日において現に健康保険法第 80 条及び第 81 条に基づき、保険医療機関等の指定取消及び保険医等の登録取消を受けているものに対する同法第 65 条第 3 項第 6 号及び第 71 条第 2 項第 4 号の適用については、なお従前の例による。

また、「国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の改正について」（平成 10 年 7 月 27 日付け老発第 485 号・保発第 101 号厚生省老人保健福祉・保険局長連名通知）の第一の 4 及び 5 は削除する。

記

1 次に掲げる場合に該当する保険医療機関等については、健康保険法第 65 条第 3 項第 6 号の「前各号のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、保険医療機関又は保険薬局として著しく不適当と認められるものであるとき」として、地方社会保険医療協議会の議により再指定を拒否することができるものであること。

- (1) 指定を取り消された医療機関等の開設者が別の医療機関等として指定申請をしてきたとき
- (2) 取消処分を逃れるために保険医療機関等の指定を辞退し、その後しばらくして指定申請してきたとき
- (3) 保険医療機関等の指定取消を 2 度以上重ねて受けたとき
- (4) 不正請求及び不当請求に係る返還金（加算金を含む。）を納付していないとき（監査拒否等により返還金が確定していないときを含む。）

(5) 指導監査を再三受けているにもかかわらず、指示事項について改善が見られず、指定更新時を迎えたとき

2 次に掲げる場合に該当する保険医等については、健康保険法第 71 条第 2 項第 4 号の「前三号のほか、申請者が、保険医又は保険薬剤師として著しく不适当と認められる者であるとき」として、地方社会保険医療協議会の議により再登録を拒否することができるものであること。

(1) 取消処分を逃れるために保険医等の登録を辞退し、その後しばらくして登録申請してきたとき

(2) 保険医等の登録取消を 2 度以上重ねて受けたとき

(3) 1 (4) に該当する保険医療機関等の開設者であったとき